



会員卓話

ネット上のトラブル(発信者情報開示の手続)

青柳 紀子 会員

本日は、ネット上でのトラブルについてお話ししたいと思いますが、わかりにくいはご容赦ください。

インターネットでの権利侵害といつても様々な態様があります。例えば、パソコンの遠隔操作による情報漏洩や、不正アクセス、スパム投稿、ネット詐欺などです。今回は、ウェブページでの誹謗中傷への対応の一例をご説明したいと思います。

ネット上で、事実無根の誹謗中傷がなされたという話は皆さん、聞いたことがあると思います。ままあるのは、トラブルを起こした従業員や客が、あの社長はパワハラだとか、あの会社はちゃんと支払ってくれないだとか、そういう書き込みをするケースです。もともと身近にあったトラブルから生じるこういった例は、社内での人間関係や取引先との関係に問題なければ、そうそう発生することはないと思います。しかし、残念ながら、インターネット上の口コミサイトなどへの書き込みというのは、とばっちりというケースもあります。

例えば、2017年 東名高速であり運転をして被害者のご夫婦が亡くなった事件がありました。その際、この事件で逮捕された人物が金持ちで、建築関係の人間らしいという情報と名字の組み合わせから、全く無関係の建設会社が、「犯人の勤務先」とか、この会社の社長の息子が犯人だとするデマがネット上に投稿されました。このとき、この会社は無関係だと報道されて、そういうことはしてはいけない、ということを皆さん知ったはずなのですが、また、今年に入って、岡山市内の会社で技能実習生へ暴力事件があったという報道とともに、その暴行の様子をとった動画が公開されると、たまたま、その動画に社名が映っていた無関係の会社が、その暴行事件を起こしたと勘違いされて、誹謗中傷をされている、という状況になっています。このように、とばっちりというケースもそれなりにあって、これは、日々皆さんがいかに努力してもどうしようもないというものになります。

では、こういったネット上での誹謗中傷への法的対応として何があるかというと、大きく3つの手段があります。

まず、1つ目は、書き込みがそのままでは、さらに様々な人が見ますので、これを防ぐために、書き込みを削除してもらうという削除請求があります。

また、2つ目として、書き込んだ内容が名誉毀損罪や業務妨害罪など犯罪に該当するケースであれば、刑事告訴という手続きも考えられます。ただ、犯罪が成立するための要件は結構厳しいので、犯罪に該当するかといわれると、結構、微妙なケースもあります。

3つ目として、損害賠償請求があります。ただ、ここでネットの匿名性が問題になります。皆さんご存じのとおり、損害賠償請求をするには、相手がどこの誰だか明確にしなければ訴訟自体提起できません。そのため、うちの会社に事実無根の誹謗中傷した相手に損害賠償を請求して懲らしめてやると思ったら、まず、書き込んだ相手が誰かを調べなければなりません。この書き込んだ相手を調べる手続きが、発信者情報開示請求という手続きになります。

では、その発信者情報開示の手続きがどういうものか。複雑なケースもありますが、今日は、時間がないでシンプルなケースで説明します。

まず、皆さん、ネットにアクセスするために、プロバイダーと契約していると思います。ネットの書き込みをするときも、プロバイダーを通じて、ネットにアクセスして、目的のサイトに書き込みをしていると思います。開示の手続きは、その手順の逆をいきます。最初に、書き込みがされたサイトの管理者に、IPアドレスというネット上の住所のようなものとタイムスタンプという書き込みをした日時を開示してもらいます。このIPアドレスから、書き込んだ人物の使ったプロバイダーを割り出し、そのプロバイダーに、書き込みがなされた日時にこのIPアドレスを利用していたものを開示してもらう、という流れです。

極めて単純に話をしましたが、ウェブサイトの管理者が任意にIPアドレスなどを開示してくれなければ、仮処分申し立てという裁判をします。仮処分の裁判で開示を認めるとなると、ケースバイケースですが通例10~30万円程度の保証金を供託しなさいと言われます。このお金を法務局で納めて、仮処分命令が出ると、IPアドレスとタイムスタンプが開示されてきます。IPアドレスからプロバイダを割り出して、プロバイダに開示を求めます。プロバイダが任意に開示してくれなければ、こちらでも訴訟をしなければなりません。訴訟をして判決をもらって、確定したら、発信者の住所や氏名などを開示をしてもらいますが、判決から確定に2週間程度、そこから開示に通例2週間程度かかるといわれています。当然、地方裁判所の判決に対して控訴されたら高等裁判所の判断を仰ぐことになります。ただ、正確に言うと、開示されるのは、プロバイダー契約をしている人・会社です。そのため、裁判をすると同居人が書き込んだ等と主張されることがあります。本論から外れますけど、万一、皆さんの会社やご家庭のPCやネット回線を利用して誰かが誹謗中傷を書き込んだ場合、プロバイダー契約をしている人が訴えられる可能性があります。ネットでの誹謗中傷などを書き込まないと皆が共通の意識を持つ必要があるだけではなく、Wi-Fiなどのセキュリティ設定をきちんとして第三者が勝手に利用できないようにすることも重要です。

さて、訴訟をするには時間が少々かかるることはご存じだと思いますが、ネット上の誹謗中傷に対して誰が書き込んだのかを調べるに当たっては、時間勝負となります。というのも、誰が書き込んだかという通信ログは、3ヶ月ないし6ヶ月しか保存されていないといわれています。そのため、誹謗中傷が書き込まれたけどどうしようかな～とゆっくり考えていると時期を逸します。プロバイダーがわかれば通信ログを保存しておいてくれと連絡ができるますが、それをするにも、書き込みからできるだけ3ヶ月以内、6ヶ月の可能性もありますが3ヶ月の可能性もありますので、3ヶ月以内にプロバイダを見つける必要があります。また、書き込まれてから時間が経過してから見つけた場合には、もう通信ログがなくて誰が書き込んだのかわからないこともあります。次に、開示の要件を満たす必要があります。そのため、要件を満たしていないとして認められないというケースもあります。

最後に、もしネット上で誹謗中傷されたら、早めに対応を決断する必要があります。書き込んだ相手を調べて損害賠償をするとなったら、書かれた内容や書かれているURL、ウェブサイトの管理者情報など資料を整え、速やかに手続きをとったり相談する必要があります。ただ、昨今のネットでの誹謗中傷は社会問題化しますので、今後より簡易な方法に法律が改正される可能性もあります。しかし、いずれにしても早急に対応・相談していただくとよいかと思います。

ニコニコ 情報

長橋正人・佐藤太／青柳さん、本日は卓話有難うございました。

大変勉強になりました。来週の観桜会宜しくお願ひ致します。

誕生日

斎藤 真 奥山 宏 長橋正人 長谷川幸司

企業創立記念日

後藤完司	山形建設㈱	川合勝芳	㈱曙印刷
板垣喜代志	(有)板垣商店	佐竹 猛	(有)三協電気工事
今野久仁正	(株)今野庭園	佐藤登美子	(有)佐藤税務会計事務所
佐藤 太	(株)佐藤電気商会	青柳紀子	安部法律事務所
中川清美	(有)美・中川工務店	柴田修英	柴田塗装店
		玉ノ井憲史	(株)エルアス

4月 会員誕生・創立企業日